

札幌開建における「全ての特殊車両通行許可証の交付」で手数料の後納処理を試行します！

札幌開建への特殊車両通行許可申請で通行経路が2以上の道路管理者にまたがる場合（国道 + 道道、国道 + 町道など）、協議手数料を申請者の皆様から徴収しております（道路法第47条の2第3項）。

許可証の交付（不許可の場合も含む）については、手数料が納付済であることを確認の上で行っていますが、許可の時点で直ちに走行を要することが多々あり、また、申請者の皆様の手元に手数料の納付書類が到達するまでに日数を要することもあることが判明いたしました。

物流2024問題など物流業界を取り巻く環境が変化する中、札幌開建としては、特車制度を遵法に利用頂いている皆様に対し、通行確認制度への移行促進に加え、迅速な許可証の交付など、更なる利便性の向上を図るべく、**当面の間以下のとおり、札幌開建への全ての特車申請に係る許可については、決裁終了後速やかに許可証を交付し、手数料の納付を全て後納で可能とすることを試行**します。

【特殊車両通行許可証の交付に係る手数料の後納】実施概要

1 実施期間 令和7年11月25日（火）発行の許可証から当面の間
※これに伴い、手数料納付前の許可証交付依頼は不要になります

2 注意点【重要！】

- （1）本件試行によっても、納入告知書（手数料納付書類）に記載の納付期限は変わりませんので、滞納することの無いようご注意願います。
- （2）滞納が判明した事業者様（代理人含む）については、以後の許可証の発行を手数料納付済確認後に戻すことがあります。
また、滞納状況の増加が顕著な場合は、試行自体を終了します。

※札幌開建ホームページ内の「特殊車両通行許可」に掲載の「許可番号・到達番号突合表」については、当面の間掲載を継続します。
当部へ提出済のオンライン申請で他の道路管理者に直接照会する場合などでご活用ください。

許可番号・到達番号突合表

手数料の納付のため送付しております納入告知書の許可番号が、どの到達番号の申請の分なのか突き合わせができるよう、許可番号・到達番号突合表を掲載しています。
次に掲載のエクセルデータをクリックしていただけるとご覧になれます。

 許可番号・到達番号突合表 (Excel) (XLSX:97.7KB)

 説明資料 (PDF:155KB)

許可番号・到達番号突合表

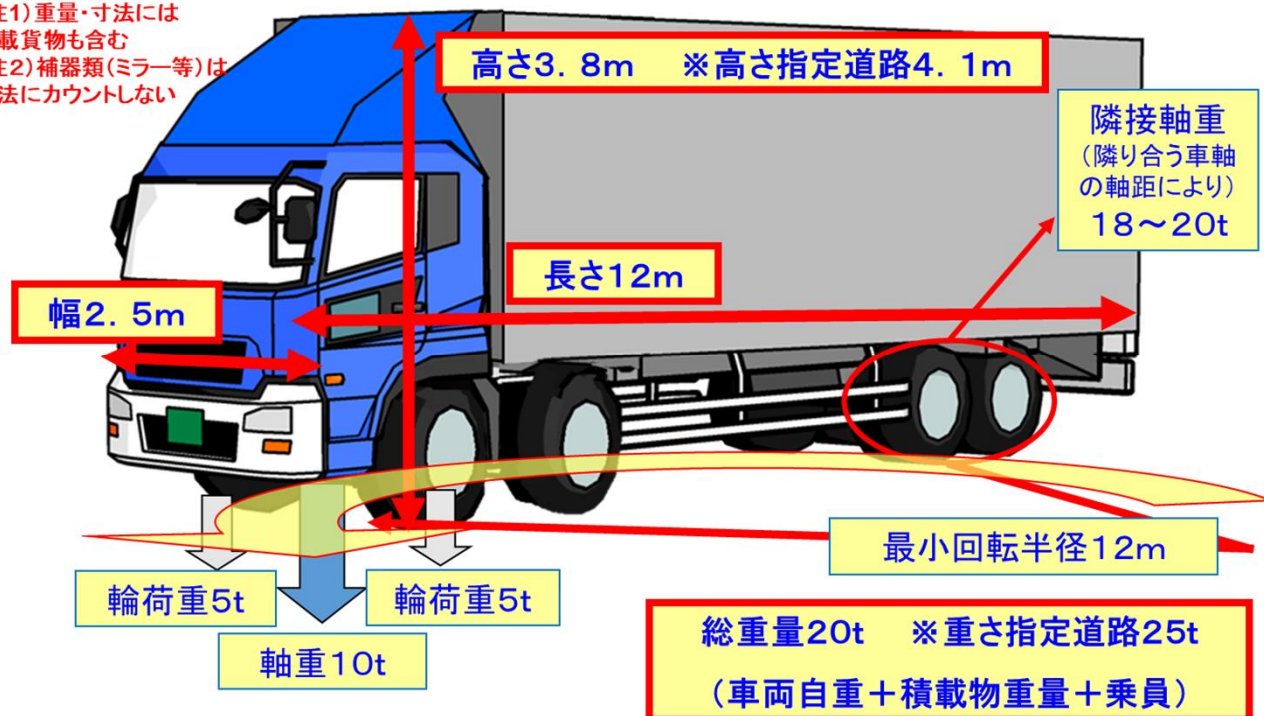
令和7年10月21日 現在		
※表示の金額は予定額のため、正確な納付額は納付書をご確認ください。		
許可番号	到達番号	金額
15356	250279742	3,200
15357	250279755	3,200
15358	250279805	3,200
15359	250279923	3,200
15361	250279980	2,400
15362	250280337	4,000
15363	250280414	2,400
15364	250280508	4,000
15365	250280977	1,600
15367	250281137	2,400
15368	250281319	4,000
15370	250281520	2,000
15371	250281530	1,200

迅速な審査・許可証交付に努めてまいりますので、引き続き、納付期限までの手数料納付にご理解とご協力をお願いいたします。

特殊車両通行制度と申請窓口のご紹介 (R7.4.1時点)

1 自由通行できる一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

(注1)重量・寸法には
積載貨物も含む
(注2)補器類(ミラー等)は
寸法にカウントしない



原則、上記数値(貨物含む)のうち1つでも超えると“特殊車両”となり、
通行には「通行許可」又は「通行可能経路の確認回答」が必要です！

2 特殊車両「通行許可申請」又は「通行可能経路の確認」窓口

①特殊車両「通行許可」申請手続きに係る相談

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口 (土日祝除く8:30~17:15)

電話 011-611-4160 FAX 011-611-4162

E-Mail hkd-sp-info-tokusya@mlit.go.jp

住所 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目(4階北側)

②特殊車両「通行許可」オンライン申請システム全般(操作・意見要望等)

特車運用事務局(関東地方整備局内: 土日祝除く9:15~18:00)

電話 048-601-3223

E-Mail ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

特車ポータルサイト <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> 【重要!】

特殊車両通行ハンドブック(2025.4月版) 【制度や手続等。必携です!】

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000783880.pdf

特車ポータルサイト
特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き

③特殊車両「通行可能経路の確認」(特車通行確認制度の全て)

特車登録センター((一財)道路新産業開発機構(HIDO))※

土日祝除く9:00~17:30 ※道路法第48条の46第1項に基づく指定登録確認機関

電話 0120-161-948(トウロクトクシャ)

E-Mail hido-tks-info@tks.hido.or.jp

特車確認制度HP <https://www.tks.hido.or.jp/> 【即日通行が可能です!】

特車登録センター
HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization